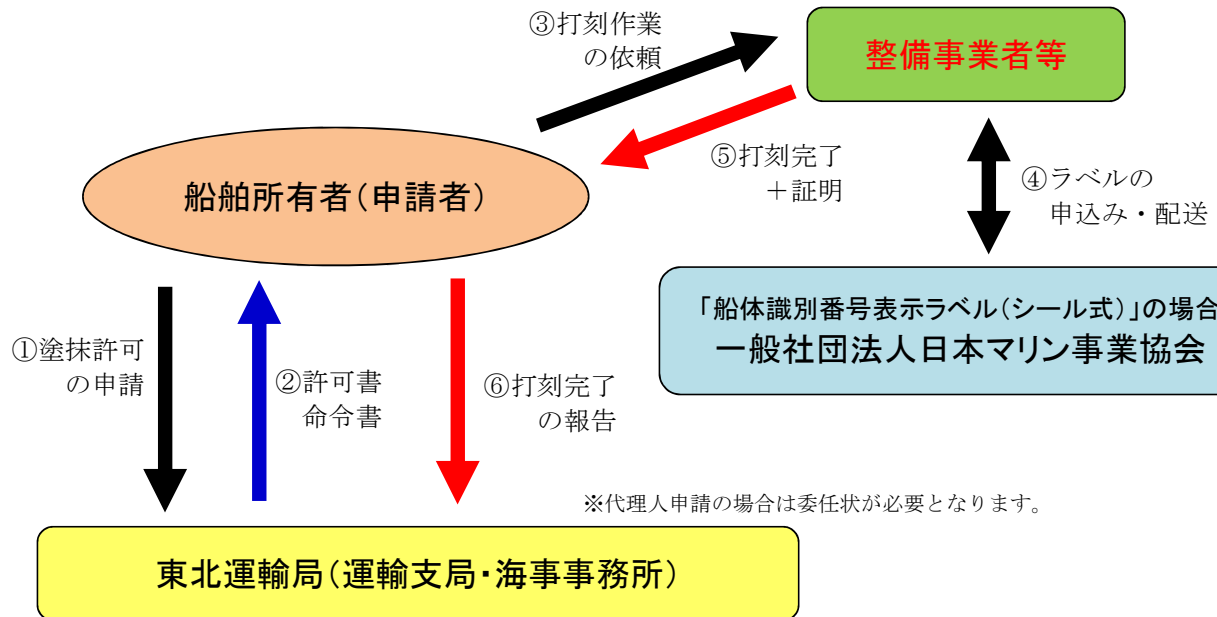


船体識別番号の再打刻（手続きの流れ）



1. 塗抹許可申請に必要なもの ① 塗抹許可申請書 ② 船舶検査証書（写）、船舶検査手帳（写） ③ 写真2枚 （船の全体と、船体識別番号があった（ある）場所） ※郵送による申請もできます。 その場合は、申請書の欄外に、日中に連絡可能な電話番号を記入してください。 ※塗抹及び打刻の作業は、船舶所有者自らが実施することは出来ません。申請書を提出する前に、整備事業者等への事前依頼が必要です。	2. 塗抹許可書、打刻命令書の交付 申請書の内容を確認後、「船体識別番号の塗抹許可書」及び「船体識別番号の打刻命令書」を交付します。 ※「打刻命令書」には、打刻期限が記載されていますので、注意してください。
3. 塗抹・打刻の作業 整備事業者等が「刻印」「リベット締め」等による打刻施工ができない場合は、「ラベル貼付け」方法による施工となります。 「船体識別番号表示ラベル（シール式）」は、一般社団法人日本マリン事業協会が販売しています。申込みには、2で交付される「打刻命令書」の写しが必要です。 ＜申込先・お問い合わせ先＞ 一般社団法人日本マリン事業協会 東京都中央区八重洲2-10-12 電話：03-5542-1201 ※施工作業を行う整備事業者等を経由してお申し込みください。	4. 打刻完了後の手続き ① 打刻完了報告書 ② 写真 （貼付場所と船体識別番号が確認できる写真） ※郵送による提出もできます。 ※打刻完了報告書には、打刻した整備事業者等の証明が必要ですので、ご注意ください。また、打刻期限内の実施をお願いします。

見本「船体識別番号表示ラベル（シール式）」

